

# 住宅新築資金等貸付事業 特別会計を

## 閉鎖しました — 経緯と今後について —

(人権施策推進課)

昨年9月の市議会定例会で閉鎖の決議がなされた、市の住宅新築資金等貸付事業特別会計は、今年3月末をもって閉鎖されました。

ここでは、その閉鎖までの経緯と今後についてお知らせします。

### 貸付事業の開始から終了まで

住宅新築資金等貸付事業は、昭和44年度に住宅改修資金貸付条例を制定し、住宅改修資金の貸付を開始しました。〈住宅改修資金貸付事業特別会計を設置〉

昭和50年度には、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の整備改善を図るため、住宅改修資金貸付条例を廃止し、新たに住宅新築資金等貸付条例を制定。住宅地区改良事業および小集落地区改良事業の施行に伴い、自ら居住する住宅を新築しようとする人を対象として、住宅新築資金や宅地取得資金の貸付を開始しました。〈住宅改修資金貸付事業特別会計を廃止して、住宅新築資金等貸付事業特別会計を設置〉

その後、対象者を、住宅地区改良事業・小集落地区改良事業の実施地域から、全対象（地区指定）地域に貸付対象を拡大するとともに、随時、貸付限度額の引上げ等を行いました。平成13年度末に地対財特法が失効すると同時に住宅新築資金等貸付条例を廃止し、資金の貸付を終了しました。

※平成13年度末（平成14年3月31日）  
までの貸付総件数

名称	貸付件数	貸付金額
住宅新築資金	337件	17億4,440万円
宅地取得資金	73件	3億1,930万円
住宅改修資金	277件	3億6,850万円
合計	687件	24億3,220万円

### 貸付事業終了後の動き

その間の貸付状況は上記のとおりですが、昭和61年に同和対策宅地造成事業等の不適切な処理が表面化し、同時に、市議会事務調査特別委員会が設置され、疑惑の解明がなされ、是正措置を講ずべき提訴等法的処理の議決を得て対応し、不正貸付分180件（新築資金155件・宅地取得資金25件）に関して、約2億2,340万円の国庫補助金返還および約6億1,533万円の市債繰上償還に至った経緯があります。

### 債権・回収業務を県管理組合に移管

その後、平成17年1月1日には、県内23市町村（現在は20市町村）の加盟により、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合が設立され、市の債権は同管理組合に移管されました（債権件数354件、債権額約11億6,443万円）。

管理組合への債権移管後は、債務者からの返済金を返戻金として住宅新築資金等貸付事業特別会計で収入し、平成26年度末の債権残高は債権件数214件、債権額約7億1,219万円となっています。



### 特別会計・普通会計の収支改善を目指して

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、昭和61年の不正貸付発覚に伴う国庫補助金・市債の返還以来、毎年10億円近くの赤字となり、その影響で大和郡山市は一般会計が黒字であるにもかかわらず、全国統一的な基準である普通会計においては赤字となっていました。

普通会計の赤字額が大きくなると、財政運営に支障をきたし、市民サービスの低下につながる恐れがあります。そのため、本市では様々な行財政改革に取り組み、財政健全化に努めながら、平成22年度より一般会計から住宅新築資金等貸付事業特別会計への繰入を行い、収支改善を図ってきました。

その結果、平成25年度末の同特別会計の赤字額は5億7,459万円にまで縮小され、普通会計は8,787万円の黒字となりました。そして、今後も普通会計の黒字を堅持し、健全財政を維持するため、平成26年度に同特別会計の赤字額相当分（5億6,904万円）についての繰入を行い、平成27年3月31日付で同特別会計を閉鎖しました。

### 今後について

同特別会計の閉鎖後も、貸付金の債権は放棄しません。これまでと同様に、貸付金は奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合で回収業務を行い、市としては一般会計で収納し、債権管理・回収に最大限努めていきますので、ご理解をお願いいたします。